

広島地方裁判所三次支部令和5年(ワ)第26号 損害賠償請求事件

令和6年5月6日作成 広島地方裁判所三次支部 御 中
原 告 高野邦夫

被 告 国

被 告 福永孝

被告国の意見書に対する原告の意見書

付 属 書 類

甲第13号証	写し1通
甲第14号証	写し1通

記

第一. 始めに

- 1.以下においては、原告を単に私、被告国を単に国、訴外津田廣夫を単に廣夫、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第8号事件を単に他訴1、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第14号事件を単に他訴2、庄原区検察庁副検事牛尾昌伸(平成29年12月14日当時)を単に牛尾副検事、被告福永孝弁護士を被告福永、西山明簡易裁判所裁判官(平成29年当時)を西山判事という。その他の用語については随時補充するものとします。なお引用法令は主として模範六法2021年版(電子版)からコピーし、貼付けしたものです。
- 2.処分通知書(甲第3号証)に対応する略式手続を「本件略式手続」という。

第二.文書提出命令申立書(2)に対する国の意見書についての反論

- 1.西山判決(甲第1号証)と送致番号簿(甲第2号証)、及び牛尾副検事作成の処分通知書(甲第3号証)によれば、訴外廣雄の傷害罪を(略式)起訴した事になっている。
- 2.法務省令(被害者通知制度・甲第5号証)によれば当然に国=検察は私に対し廣夫の略式手続の結果を通知していなければならないのである。しかし別件訴訟で西山判事は、おそらく架空の庄原警察署からの通常送致が存在し、送致番号簿(甲第2号証)が真正に成立し、牛尾副検事作成の処分通知書(甲第3号証)に対応したものとして判決している。国=検察はこれらの事実を隠蔽するつもりだとしか考えられない。即ち七年近くも経過した今日に至っても、廣夫の略式手続の結果は欠片も私に知らされる事は無かった。これは処分通知書(甲第3号証)が無形偽造である事を意味し、無い袖は振れないのは道理なのである。国=検察が否認するなら、処分通知書(甲第3号証)に対応する西山判事名義の略式命令書ぐらい提出するのが筋というものである。

3. 真実「本件略式手続」を西山判事が行ったのなら、西山判事名義の略式命令書が存在しなくてはならない。国は私の文書提出命令申立書が、民訴 220 条所定の各号に該当しないものとして却下を求めるものようである。

4. 任意に提出して然るべきものの提出を拒むのは、「本件略式手続」が行われなかった事を推認させる。

5. 故に広島地方検察庁宛に処分通知書(甲第 3 号証)に対応する事件処理通知を被害者通知制度に基づく被害者の権利として、請求書を内容証明郵便(甲第 13 号証)により送付し、令和 6 年 5 月 1 日(水)に到達した。

5 私.が知りたいのは「本件略式手続の存否」で、民訴 220 条各号該当性など問題にしている暇はない。

第四.甲第 14 号証について

1 ここで甲第 14 号証(三行半決定)を提出し最高裁判所の判例が無価値なものである事を立証しておく。即ち甲第 14 号証(三行半決定)は書記官が作成した事が判るだけで、最高裁判事の関与は微塵も見られないどころか、理由擬きすら欠落している。

2. 本訴では「庄原警察署の送致義務違反」を争っているのではない。法曹三者が共謀して狂言裁判を捏造作出した点を不法行為構成したものである。

以上原告 高野 邦夫(コウノクニオ)